

市中銀行会員約定（有担保方式）

一般財団法人オートレース振興協会（以下「振興協会」といいます。）が小型自動車競走施行者（以下「施行者」といいます。）から各施行者が定めた小型自動車競走実施条例に基づいて委託を受けて、実施する小型自動車競走（オートレース）電話投票又は AUTORACE. JP 投票（以下「電話投票等」といいます。）について、振興協会とこの電話投票等を利用する者（以下「市中銀行会員」といいます。）との間の契約は、関係法令、小型自動車競走実施規則及び電話投票実施規則その他の関係規程のほか、この約定に定めるところによります。

第1条 指定口座

市中銀行会員は、振興協会が指定する日までに、電話投票等に関し振興協会が別に指定する金融機関（以下「指定銀行」といいます。）に電話投票等による勝車投票券（以下「車券」といいます。）購入資金などの振替を行うための口座として普通預金口座（以下「指定口座」といいます。）を市中銀行会員本人名義で開設しなければなりません。

第2条 振替依頼

市中銀行会員は、振興協会の指定する日までに、指定銀行に対し車券購入資金の預金口座振替を依頼するため、別に定める預金口座振替依頼書を提出し手続きをとらなければなりません。

第3条 担保の提供

市中銀行会員は、車券購入資金支払の担保として、市中銀行会員が指定口座を開設した銀行に、5万円、10万円、20万円又は30万円のうちから市中銀行会員が選択した額を定期預金として預け入れなければなりません。ただし、振興協会が指定する特定の銀行に市中銀行会員が指定口座を開設する場合には、3万円、5万円、10万円、20万円、30万円又は50万円のうちから選択できるものとします。

2. 前項の定期預金の期間は2年とし、期間満了時において自動的に更新されるものとします。

3. 第1項の定期預金の利息は、市中銀行会員の指定口座に振り込まれるものとします。

第4条 質権の設定

市中銀行会員は、前条第1項の定期預金元金に振興協会を質権者とする質権を設定しなければなりません。

2. 振興協会は、前条第1項の定期預金証書を預かるものとします。

3. 前項の定期預金証書は、この契約を解除した場合市中銀行会員に返還します。ただし、第15条第2項による口座振込を行った後でもなお、同条第1項の口座振替が不能である場合は、ただちにこの定期預金を解約し、引き落とし不能額を充当することによって質権を実行するものとし、市中銀行会員はそれに対し異議を申し立てないものとします。なお、引き落とし不能額に充当した残額については、振興協会は市中銀行会員に返還するものとします。

4. 市中銀行会員は前条第1項の定期預金に関する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしてはなりません。

5. 第1項の質権設定の確定日付徴収に要する費用は、市中銀行会員が負担するものとします。

第5条 担保金額の変更

市中銀行会員は、第3条の規定により担保として預け入れた金額を変更することができます。

2. 振興協会は前項の規定により変更の申請があった場合は、現に差し入れられている定期預金証書を市中銀行会員に返還するとともに市中銀行会員の電話投票等の利用を中止します。

3. 前項の手続きが終了した後、市中銀行会員は振興協会が別に定める日までに指定口座を設けて銀行に、定期預金として変更後の担保金額を預け入れ、第3条及び第4条と同様の手続きをとるものとします。

4. 前2項に定める手続き完了後、振興協会は電話投票の利用再開期日を指定して、市中銀行会員に通知します。

第6条 電話投票等の開始

市中銀行会員が第1条～第4条に規定する手続きが完了したときは、振興協会は、電話投票等の利用開始日、電話投票等を利用するために必要な電話番号、投票用 URL 及び市中銀行会員番号（以下「加入者番号」といいます。）、パスワード及び暗証番号を市中銀行会員に通知します。

2. 市中銀行会員は、AUTORACE. JP 投票を行うための環境設定等を自らの負担により行わなければなりません。

第7条 車券

電話投票等により発売する車券は100円をもって1枚とし、車券の種類は単勝式、複勝式、2連勝単式、2連勝複式、3連勝単式、3連勝複式及び拡大枠番号2連勝複式（ワイド）、3重勝2連勝複式、4重勝2連勝複式とします。なお、単勝式及び複勝式、3重勝2連勝複式、4重勝2連勝複式については、AUTORACE. JP 投票での発売となります。

第8条 購入限度額

市中銀行会員1人当たりの1回の車券購入限度額は、当該競走が実施される直前の指定銀行営業日（以下この条において「直前の営業日」といいます。）の営業終了時における指定口座の預金残高（決済未確認の証券類を除き、その額が担保金額を超える場合は相当する額とします。以下「預金残高」といいます。）から、直前の営業日の営業終了後に購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額とします。ただし、1日に999万円を超えて車券を購入することはできません。

2. 市中銀行会員は、振興協会に対して書面による申請又はAUTORACE.JP投票用URLを通じて1日あたりの購入限度額を設定することができます。

3. 購入限度額の変更については、以下の通りとなります。

（1）購入限度額を引き下げる場合は、随時行うことができます。

（2）購入限度額を引き上げる場合は、当該購入限度額の設定日を起算日として180日を経過しない場合は変更することができません。

第9条 車券の購入方法

市中銀行会員が車券を購入する場合は、あらかじめ振興協会が指定した電話又は投票用URLを通じて加入者番号、パスワード及び暗証番号を通知した後、小型自動車競走場番号、競走番号、勝車投票法の種類、連勝式の組番号及び購入枚数（100円単位で換算した枚数）を申込みます。

なお、AUTORACE.JP投票での発売となる、3重勝2連勝複式及び4重勝2連勝複式は、枠番号又は車番号が自動的に採番（システムが無作為に抽出する車番号を、投票に必要な車番号又は枠番号の情報とするものをいう。以下「自動採番」といいます。）され、投票に必要な情報を構成する場合があります。

2. 振興協会は加入者番号、パスワード及び暗証番号を確認のうえ、購入できる車券の枚数を通知し、市中銀行会員の申込みの内容を記録するとともに音声案内等を行い、市中銀行会員の確認を得た後、受付番号を通知し、受付番号について市中銀行会員はこれを確認し、この確認が終了したときに振興協会は直ちに当該車券を発売し、車券の購入が完了するものとします。

3. 荒天その他の理由により車券を購入した競走が取り止めとなったときは、順延の有無にかかわらず当該競走に係る車券の購入は取り消し、購入代金は市中銀行会員に返還します。

第10条 車券の発売に関する契約の成立

市中銀行会員と振興協会との間における車券発売に関する契約は、加入者番号、パスワード及び暗証番号が合致し、かつ前条の手順により申込まれたものが当該競走の発売金として合算された時点で成立するものとします。

2. 通信異常、回線異常及び機器故障その他やむを得ない事由により、受付番号が市中銀行会員に通知できなかった場合においても前項の規定により当該車券に係る契約は成立するものとします。

第11条 投票の無効

第9条により車券を発売した後、当該車券の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により、電話投票等以外で発売した車券の発売金額と合計することができなかったときは、小型自動車競走実施規則第102条の規定に基づき当該競走の投票は無効とし、購入資金は市中銀行会員に返還します。

第12条 代理人による購入等の禁止

市中銀行会員は、車券を購入しようとする場合は自ら申込むものとし、他人に申込みさせることはできません。

2. 車券は他人からの委託等により購入することはできません。

第13条 車券の代理受領

市中銀行会員が購入した車券は振興協会が市中銀行会員に代わって受領し、保管します。

2. 前項の車券は、市中銀行会員がその閲覧を請求した場合、当該車券を発売した日から60日以内に限り振興協会が指定した場所で閲覧できます。

第14条 受付の拒否

振興協会は、市中銀行会員の車券の購入の申込みについて疑義があるとき、その他振興協会が必要と認めたときは、電話投票等を受付けないことがあります。

第15条 車券の購入資金の支払い並びに払戻金及び返還金の交付

車券の購入資金は、預金口座振替依頼書により市中銀行会員の依頼を受けた指定銀行が指定口座から引き落とすことによって振興協会に支払われます。

2. 払戻金又は返還金は振興協会が市中銀行会員に通知することなく指定口座に振込むものとします。

3. 第1項の引き落としが指定口座の残高不足により引き落とし不能になったときは、前項の払戻金又は返還金をもって充当し、充当してもなお引き落とし不能のときは、第4条第3項に基づき質権を実行するものとします。

4. 第1項の口座振替及び第2項の口座振込は、当該日に行うものとします。ただし、当該日が指定銀行休業日である場合、その他やむを得ない事由により当該日に振替又は振込ができない場合は、当該日の翌銀行営業日に行うものとします。

第16条 異議申立

電話投票等に伴う購入資金、払戻金又は返還金に関する異議申立は、当該電話投票等を行った日から60日以内に限り振興協会に行うことができます。

第17条 投票の記録

振興協会は、電話投票等の内容を記録し、その記録は60日間保存します。ただし、前条の規定による異議申立に係る記録は、必要な期間保存します。

第18条 秘密の保持

市中銀行会員は、加入者番号、パスワード及び暗証番号を他人に漏らしてはなりません。

2. 市中銀行会員は、加入者番号、パスワード及び暗証番号等を記載した書類を紛失した場合は、その旨をただちに振興協会に連絡するとともに書面によって届出なければなりません。

第19条 利用方法の変更

電話投票等の利用方法については、振興協会の都合により変更することができるものとし、変更のある場合はAUTORACE.JPで発表します。

第20条 免責

振興協会は市中銀行会員以外の者による市中銀行会員を装った車券の申込みを受けた場合に、その申込みがこの約定の定める手続きにしたがったものであるときは、市中銀行会員による購入申込みとみなし、当該市中銀行会員はこの約定に基づく車券購入資金額の支払い債務を負担するものとし、振興協会は当該市中銀行会員に対して何ら責めも負わないものとします。ただし、市中銀行会員以外の者による車券の購入が振興協会の責に帰すべき事由の場合は、この限りではありません。

2. 振興協会は、天災地変、回線混雑、通信障害その他やむを得ない事由により電話投票等を受け付けられない場合であっても、その責を負いません。

第21条 預金残高の照会

振興協会は指定銀行に対し、投票用口座の預金残高を照会できるものとします。

第22条 指定口座の引出しの制限

市中銀行会員が電話投票等を実施する日には、指定口座からの引き出しを行ってはなりません。また、電話投票等を実施する日が銀行休業日の場合は、その翌営業日にも指定口座からの引き出しを行ってはなりません。

2. 市中銀行会員は、指定口座をこの電話投票等の決済以外の自動振替の口座として指定することはできません。なお、原則としてキャッシュカードの利用はできません。

第23条 電話番号等の変更

第6条第1項に規定する通知事項に変更があったときは、市中銀行会員に通知及びAUTORACE. JP に発表します。

第24条 車券の発売要項

次の各号に掲げる事項については、振興協会が別に定めるものとし、書面で市中銀行会員に通知するか、AUTORACE. JP 等に発表します。なお、これに変更があった場合も同様とします。

- (1) 電話投票等の対象となる小型自動車競走場名
- (2) 電話投票等の対象となる小型自動車競走及び勝車投票法
- (3) 電話投票等を受付ける日
- (4) 電話投票等の受付開始及び締切時刻
- (5) その他必要な事項

第25条 住所・氏名等の変更の届出

市中銀行会員は、住所、氏名、勤務先、又は電話番号等を変更したときは、その旨をただちに書面によって振興協会に届出なければなりません。

第26条 欠格事由

次の各号の一に該当する者は、市中銀行会員になることはできません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者であって復権を得ない者
- (2) 法人その他法人格が認められた団体等
- (3) 小型自動車競走法に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- (4) 小型自動車競走法の規定により車券の購入が禁止されている者
- (5) 反社会的勢力に該当する者、または過去において該当していた者
- (6) 反社会的勢力に該当する人物が関係する法人の関係者
- (7) 車券購入により、本人及びその家族の日常生活又は社会生活に支障が生じている状態の者又はそのおそれのある者
- (8) その他振興協会が不適当と判断した者

2. 市中銀行会員は前項各号の一に該当したときは、電話投票等できないものとし、その旨をただちに書面により振興協会に届けなければなりません。

第27条 解約

振興協会は、市中銀行会員より解約の申請があったとき、又は市中銀行会員が次の各号の一に該当したときは、この契約を解約します。なお、振興協会に対する解約の申請は、書面によるものとします。

- (1) 会員申込書又は添付書類に記載された事項が事実でなかったことが判明したとき。
- (2) 振興協会が指定した日までに第1条及び第2条に定める手続きを完了しなかったとき。
- (3) 前条第1項第1号から第6号のいずれかに該当したとき。
- (4) 小型自動車競走法違反に該当する行為があったとき。
- (5) 1年間を通じて車券の購入申込みがなかったとき。
- (6) 投票用口座を解約したとき。
- (7) その他振興協会が必要と認めたとき。

第28条 自己申告による利用停止等

振興協会は、市中銀行会員から振興協会が指定する様式の書面により電話投票等の利用停止等の申請があったときは、その書面を受理した日の翌日以降、利用停止等に係る措置（以下「利用停止措置」といいます。）を講ずるものとします。当該市中銀行会員は、振興協会が利用停止措置を講じた場合は、第2項及び第3項に従い利用停止措置が解除されるまでは、電話投票等を利用することはできません。

2. 振興協会は、前項の規定により利用停止措置の対象となった市中銀行会員から振興協会が指定する様式の書面により電話投票等利用停止措置の解除の申請があったときは、その書面を受領した日の翌日以降、利用停止措置の解除に必要な措置（以下「解除措置」といいます。）を講じるものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により利用停止措置が講じられた場合、当該市中銀行会員は、振興協会が同項の規定により利用停止措置を講じた日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の翌年度の3月31日までは、前項の規定による解除措置の申請をすることはできません。

第29条 家族申請による利用停止等

車券の購入により、市中銀行会員本人及びその家族の日常生活または社会生活に支障が生じている状態にある者又はそのおそれがある者の家族（市中銀行会員と同居する親族（成年者に限る。）及び振興協会が特に認めた者をいいます。以下同じ。）は、振興協会が指定する様式の書面及び書類により当該市中銀行会員の電話投票等利用停止措置を講ずるよう申請をすることができます。

2. 振興協会は、前項の申請があった場合において、電話投票等利用停止措置が講ぜられようとする市中銀行会員（以下「利用停止候補者」といいます。）が利用停止事由に該当

すると認めるときは、利用停止候補者及び第１項の申請を行った家族（以下「申請家族」といいます。）に対し、利用停止候補者の電話投票等利用停止措置を講ずる旨及び利用停止候補者の利用停止措置を講ずる期間として振興協会が別に定める日を通知します。

３．前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、これを不服とするときは、利用停止措置を講ぜられる開始予定日の前日までに振興協会が指定する様式の書面をもって振興協会に対して意見を申し出ることができます。

４．振興協会は前項の申し出があったときは、その内容を検討のうえ利用停止措置を講ずることの可否について判断し、直ちにその結果を、意見を申し出た利用停止候補者及び申請家族に通知します。

５．振興協会は、第２項の規定により利用停止となった者又は申請家族から、振興協会が指定する様式の書面により解除措置を講ずるよう申請があった場合において、振興協会が別に定める事由に該当する場合は、解除措置を講ずることができます。

６．第２項の規定により利用停止となった当該市中銀行会員は、振興協会が第２項の規定により利用停止措置を講じた日の属する年度の翌年度の３月３１日までは、前項の規定による解除措置を講ずるよう申請することはできません。

７．振興協会は、第１項及び第５項の規定による書面の提出を受けたときは、各項の申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができます。

第３０条 約定の改定及び廃止

この約定は、振興協会の都合により改定又は廃止することができるものとします。

２．振興協会は、この約定を改定する場合、AUTORACE.JP に掲示すること等により市中銀行会員に通知するものとします。

３．改定後の本約定は、振興協会が別に定める場合を除き、AUTORACE.JP に掲示すること等をした時点より有効とします。

第３１条 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、AUTORACE.JP の個人情報保護基本方針を適用します。

最終改定日：2026年10月1日